

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第四編 治安維持法と政治運動

第二章 無産政党その他の政治活動

第四節 軍隊内の抵抗

一九三七年十一月、当時華北に出征中であった一兵士(歩兵一等兵)から、秋田県の本籍地役場と小学校あてに、つぎのような内容の通信が送られてきて、特高警察をあわてさせた。——「第一線部隊では気がスサンで、少しでもシャクにさわると突き殺すという現況です。東洋平和がどうか、支那民国を緩和せんとか、そんな理論的な行動を主眼としては自分等の命が危い、戦争で死ぬのが名誉ではないのだ、勝って生きて帰るのが本領なのだ、敵の中には日本人、ロシア人等混って居った。同じような事例はめずらしいことではなかった。一九三八年になると、華中に出征中の一兵士から、熊本県の友人あてに「最新流行軍歌集」と題する印刷物が送られてきたが、その中には、「ああそれなのに」や「旅笠道中」などの流行歌のほか、「赤旗の歌」、「メーデー歌」などが掲載され、所々に、「日本軍閥打倒せ」、「即時撤兵」、「国民の苦痛を解放せよ」、「無意義な犠牲をするな」、「国内革命へ」などの共産主義的反戦スローガンがやや太字で挿入してあった。

中国戦場の日本軍部隊の中には、自傷・自殺・逃亡・行方不明・反抗・叛乱などがふえていった。たとえば、一九三九年二月、湖北省長台関に駐屯していた第三師団野砲三連隊十二中隊では、長期の戦地生活に激しい不安と不満を抱いていた三人の三年兵は、内地から転任してきた見習士官が内地での軍隊規律を強要することに反感をもち、見習士官に殴打を加えた。上部では三名を処罰しようとしたが、部隊内の三名にたいする声援の空気が強いので、不安な情勢を起こす気配を憂慮し、始末書だけで片付けざるをえなかった(鹿地亘編「反戦資料」二二ページ)。

また国内でも、一九三八年五月から七月にかけて宮崎県庁構内その他において左のような二種類の反戦ビラ計六二枚が発見されたが、犯人は陸軍兵士であった。

その一

「打倒帝国主義

強盗戦争を止め召集兵を解除せよ、銃後は労力不足なり

義務たる召集者なるも兵隊と将校の待遇を差別なす、家庭的には兵隊が苦しい、貧乏の家

庭召集者は解除せよ

戦争?長期戦に渡れば召集者の家は失業、横暴で矛盾した帝国主義を打倒せよ」

その二

「打倒帝国主義

現今の強盗戦争を止め召集者を解除せよ

働き盛りの男を取られ国民農民に労力不足なり

軍隊生活者曰く

戦争長期戦に及べば一家失業、横暴で矛盾した帝国主義を打倒」

右の犯行を自供した歩兵一等兵(二七才)は憲兵隊の取調べを受けたのち、一九三九年三月、師団軍法会議において、不穏文書臨時取締法第一条・陸軍刑法第九九条・刑法第三三五条によって、懲役一年六カ月の判決言渡を受けた。また、応召して兵站病院に在院中から従軍忌避の目的で針小棒大の虚言を弄し、右脚の膝関節の微痛を誇大して係医をだましたとして、三九年二月、師団軍法会議において懲役五カ月の判決言渡を受けた陸軍歩兵一等兵の事例もあるが、このような「犯罪」はかなり一般化して

いた(以上、前出「社会運動の状況」、一九三八～九年版)。

一九四一年五月、横須賀の海軍航空技術廠の工員便所内に、「天皇機関説賛成、共産党万才、軍部横暴」などの落書をした一少年工員(一九才)は、海軍軍法会議において、少年法により不定期刑短期三ヵ月乃至一〇ヵ月の懲役に処せられた。同年七月には、山口県下で自分の野戦従軍談を鳶職の友人にした際、つぎのような内容を語ったため、不敬罪および陸軍刑法第九九条違反として送局され、禁錮三ヵ月となった事件があった。

——「一線ではとても不平が多い。皆が集まりゃ不平ばかり並べるが、そんな折に俺は発起人になって『それは今制度が悪い。戦争で一生懸命やって戦死しても天皇陛下へ忠義になりません。靖国神社へ祀られても、金鷄勲章を貰っても、何にもなるもんじゃない。天皇陛下はあってもなうても同じことじゃ。国家の為という名目のお蔭で良いことをする者も居る』といって兵隊等を煽ててやった。お前達が親分の為には命を投げ出すというが、まだその方がまだよ。戦死する前に天皇陛下万才というて唱えるちゅうが、そんなこという暇はない。あれは皆嘘じゃ」(同上一九四一年版)。

敗戦の色が濃くなるにつれて、軍隊の士気もくずれていった。国内で兵士が兵營に放火して全焼させる事件も起こった。戦線においても、銃殺の危険をおかす抵抗の事例がいくつもあらわれた。例えば、一九四三年はじめには、中国の山東省の日本軍守備隊で、日頃の不満を爆発させた兵士たちが暴動をおこし、隊長以下将校たちが隣県の本部まで逃げ出した事件があった。一九四四年六月のビルマにおけるインパール作戦では、軍司令官が後方の司令部から攻撃を命令しているのに、前線部隊はこれにそむいて退却をはじめ、このため作戦は中止された(歴史学研究会編「太平洋戦争史」Ⅳ)。陸軍省兵務局の一課員が発表した講話筆記には、戦争末期における陸軍将兵の「軍紀」について左のように書かれていた(「偕行社記事」一九四五年三月号——鈴木健一「崩壊期の陸軍内部軍紀」、歴史学研究、一九五四年八月号による)。

「昭和十八年度犯罪中特に注意を要する点は、奔敵逃亡等、将兵の志気沮喪を表徴して居ります犯罪の急増せる事実であります。即ち奔敵二〇名、逃亡一〇二三名でありまして、陸軍総犯罪数の四分の一に達して居ります。而して昭和十四年の六六九名に比較します時、三倍に達して居ります。特に昭和十七年度に比して奔敵が六倍以上にも増加致して居るのであります。又昭和十九年度一月より七月迄の状況を見ますと、奔敵四〇名、逃亡一〇八五名でありまして、前年度一年間の犯罪数を既に超過して居ります事実は、将兵の志気昂揚せざることを如実に表現して居りますもので、極めて注目を要する次第であります。……内地部隊に於て長期服務並に激烈なる戦場に勇戦奮闘することを忌ひ、幹部候補生志願者の減少して居ります部隊がありますことや、老年召集将校の服務、消極に墮して居りますのがありますこと等は、現在の軍隊に流れて居ります一部の空気とも見らるる所でありまして、誠に遺憾に存するのであります。……」

ここで軍当局によって最も憂慮されているのは「奔敵」すなわち、対戦中の中国側に進んで捕虜となることであり、これらの捕虜・逃亡兵を基盤にして中国奥地で展開した日本人の反戦活動については、次章を参照されたい。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

